



人口50万人突破!

笑顔と魅力あふれる 世界に誇れるまちへ

▲あらゆる世代の区民が笑顔で喜ぶ江東区に



▲山崎区長(右端)とご家族の皆さんで

50万人に達したお祝いとして、6/12に区役所へ出生届を出した方に、認定証や区の観光キャラクターコトミちゃんのぬいぐるみなどの記念品を贈りました。このうち、東雲在住の田中さんのお宅には区長が訪問し直接手渡しました。区長は「こどもは江東区の未来。健やかな成長とご家族の幸せを心からお祈りします」と話しました。

江東区の人口が去る6月12日、50万人に達しました。人口50万人への到達は、23区では8番目になります。

江東区がまだ「深川区」と「城東区」だった昭和15年当時に41万9千人を数えた人口も、戦災などにより一時はわずか2万5千人ほどになってしまいました。

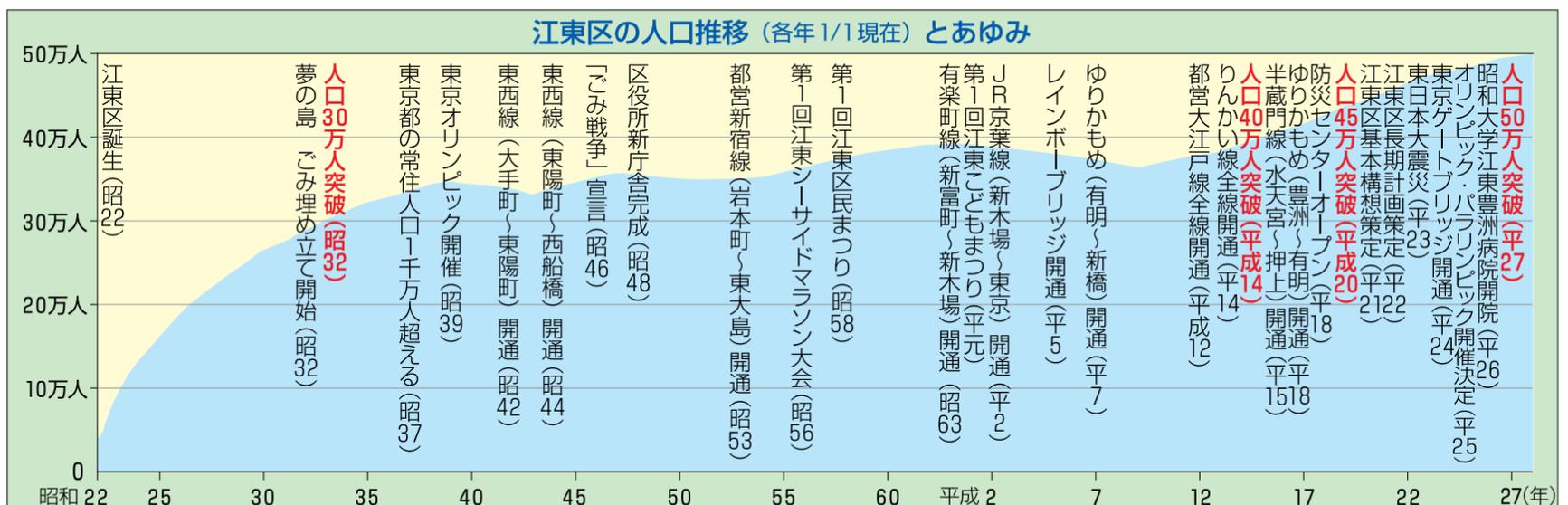
しかし、戦後の復興とともに人口は上向きとなり、「江東区」としてスタートをした昭和22年には約4万1千人、昭和62年には39万3千人まで増加しました。

以降、数年にわたって若干の減少が見られたものの、平成10年からは再び増加に転じ、平成14年に40万人に到達。その後も南部地域をはじめとした大規模マンションの開発などに伴い、他に類を見ない速さで伸び続け、6月12日、ついに50万人に達しました。

50万区民が世界に誇れるまちに

豊洲新市場の開場や5年後の東京オリンピック・パラリンピックを控え、江東区は今後もさらに発展を続けます。

区では、豊洲シビックセンターの整備や保育所、小中学校の新設など、人口増加に対応するための施策も積極的に推進し、50万区民が安心して快適に暮らせるようにしていきます。



後期高齢者医療制度

保険料額決定 限度額適用・標準負担額減額認定証を送付

保険料額の決定

平成27年度の後期高齢者医療保険料のお知らせを7月中旬にお送りします。

送付書類は次のとおりです。
「特別徴収(年金引き落とし)・口座振替の方」

- 保険料額決定通知書
- 保険料額納入通知書
- 納付書払いの方

○保険料額決定通知書
○保険料額納入通知書
○7、9月期の納付書
※10月以降の納付書は10月中旬にお送りします。

※口座振替に切り替わる方には振替が可能となった月にお知らせをお送りします。
「特別徴収とは」4月、翌年2月まで年6回の年金支給月に年金

国民健康保険

保険料の納付をお忘れなく 皆さんの納付で支える国保制度

国民健康保険料は、国民健康保険加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費、出産や死亡の際の給付などに充てられる貴重な財源となっています。各月月末の納期までに納付されるようお願いいたします。

口座振替は、納め忘れがなく支払いの手間が省ける安心で便利な納付方法です。「口座振替依頼書」を郵送しますのでお問

から保険料を差し引くことで納める方法です。

「普通徴収とは」年間保険料を7月、翌年3月までの各月に振り分け、口座振替や納付書により納める方法です。

保険料は被保険者と世帯主の所得をもとに決めています。所得が一定以下の場合には軽減の措置が受けられますが、申告をしていないと軽減できません。税金が非課税の方でも申告をお願いします。保険料の算定方法等の詳細は、通知書に同封のパンフレットをご覧ください。

「医療保険課収納管理係」
☎(3647)8520

限度額適用・標準負担額減額認定証を送付

すでに交付を受けている方

「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、認定証)の有効期間が7月末日で終了します。平成27年7月31日有効期限の認定証をお持ちの方で、8月以降も交付対象となる方には、7月末日までに新しい認定証を郵送します(有効期間は8月1日(土)～平成28年7月31日(日))。更新のための手続きは必要ありません。

「交付対象となる方」
住民票上の世帯員全員が平成27年度の住民税非課税の世帯に属している被保険者(未申告など所得不明者がいる場合には発行しません)

※新規に認定証の交付を受けるには申請が必要です。

認定証提示で1か月間の自己負担が限度額までに

認定証を医療機関の窓口で提

国保「高齢受給者証」8月1日(土)一斉更新 7月末日までに新証を世帯主に送付

国民健康保険加入者で、70歳の方にお渡ししている高齢受給者証は、毎年8月に更新します。新しい高齢受給者証は、7月末日までに世帯主あてに送付します。今までお使いの高齢受給者証は、8月以降に裁断して廃棄していただくか、医療保険課資格相談係(区役所2階7番)またはお近くの出張所にお返しください。

負担割合が3割の方へ

高齢受給者証の負担割合は

示することで、保険診療の1か月の自己負担分の支払いが限度額までとなります(支払いが複数の医療機関にわたる場合、それぞれで限度額までの支払いになります)。

入院・外来いずれの場合も、ご利用できます。

区分Ⅱの認定証をお持ちの方

過去1年間で区分Ⅱの有効期間内に90日を超える入院がある場合、申請していただくと食事代がさらに減額となります。

「医療保険課保険給付係」
☎(3647)3168
FAX(3647)8443

家庭用消火器のあっせん

初期消火で火災の被害を最小限に

区では、火災の初期消火に効果的な家庭用消火器の購入および薬剤詰替のあっせんを行っています。ただし、薬剤詰替は粉末消火器のみが対象で、製造年から8年以上経過した粉末消火器は、薬剤詰替ができない場合があります。なお、強化液消火器の薬剤詰替はできません。

平成26年度から消費税増税に伴い料金改定および粉末消火器の一部種類が変更されています。※区指定の消火器業者を装った悪質な訪問販売業者には十分ご注意ください。

「区内在住の世帯主(事業所等の申込は不可)」「数量あっせん品目を問わず1世帯に1本まで」「納品申込受付後、納品業者・納品期日等を郵送でお知らせ

さい(申請書が届いた方すべてが認定される)とは限りません。※2割負担の方のうち、昭和19年4月1日以前に生まれた方は、国の特例措置により1割負担となります。

「医療保険課資格相談係」
☎(3647)3167
FAX(3647)8443

消火器あっせん価格(消費税含む)

	消火器購入			薬剤詰替		
	強化液	粉末		粉末		
	1リットル	2.0kg	3.0kg	1.5kg	2.0kg	3.0kg
協定価格	6,980円	6,224円	8,600円	3,369円	4,092円	5,540円
区助成額	1,400円	1,300円	1,500円	820円	890円	1,030円
あっせん価格	5,580円	4,924円	7,100円	2,549円	3,202円	4,510円

引き取り価格

	リサイクルシール	あり	なし
協定価格		1,080円	1,580円

※品物と引き換えにあっせん価格をお支払いください。
※粉末1.5kgについては薬剤詰替のみのあっせんを今年度も引き続き行います。
※古い消火器については右表の価格で引き取りを行います(消火器購入者のみ)。

選挙啓発ポスターの作品募集

「明るい選挙」の実現や投票参加の呼びかけに

江東区選挙管理委員会では、今年も「明るい選挙」の実現や「投票参加」を呼びかけるポスターを募集します。入選作品には賞状と賞品、応募者全員に参加賞を贈呈します。

「応募要領」
①区内在校の小・中学生
②画用紙四ツ切(54mm×382mm)もしくはそれ

「応募要領」
③区内在校の小・中学生
④画用紙四ツ切(54mm×382mm)もしくはそれ

または選挙管理委員会事務局(区役所7階1番)へ提出
☎(3647)9091

平成26年度委員長賞

小学生の部

中学生の部



▲中学生の部

振り込め詐欺から 高齢者を守る!

自動通話録音機を200世帯に無償で貸与

平成26年中の都内における振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害は、2,311件、被害額は約80億円、区内でも72件、約2億6,300万円もの被害が発生しています。

都内の被害者のうち、65歳以上の高齢者が全体の約9割を占めており、犯人グループは、高齢者の自宅に、言葉巧みにさまざまな手段でだましの電話をかけてきます。

貸与決定の通知

7月29日(水)以降、貸与が決定した方に貸与決定通知書を郵送します。

【貸与場所】
危機管理課(区役所隣防災センター4階1番) ※貸与決定通知書と引き換え

【締切】7月27日(月) 必着
【申出】7月13日(月) から危機管理課、各出張所にある申込書(区ホームページからも入手可)に記入し、〒135-8383区役所危機管理課防犯担当へ郵送、ファクスまたは窓口で

☎(3647)4399
FAX(3647)9651

店舗・診療所等をパリアフリーに 出入口の改修など工事費の一部を助成

区では店舗や診療所などでパリアフリー改修工事を実施する際、工事費の一部を助成する「やさしいまちづくり施設整備助成」を実施しています。

店舗等を車いすの方が利用しやすいよう出入口の段差の解消およびスロープの整備、自動ドアの設置のほか、トイレに手すりを設置するなどの改修工事も対象となります。

改修工事前に届出が必要ですので事前にご相談ください。

なお、こうとう情報ステーション(区役所2階)、各出張所

貸与決定の通知

7月29日(水)以降、貸与が決定した方に貸与決定通知書を郵送します。

【貸与場所】
危機管理課(区役所隣防災センター4階1番) ※貸与決定通知書と引き換え

【締切】7月27日(月) 必着
【申出】7月13日(月) から危機管理課、各出張所にある申込書(区ホームページからも入手可)に記入し、〒135-8383区役所危機管理課防犯担当へ郵送、ファクスまたは窓口で

☎(3647)4399
FAX(3647)9651

江東区パルカレッジ

「ココロの芽を育てる 自分磨き時間」
受講生募集

パルカレッジは、男女共同参画の視点から、自分の生き方や家族、地域との関わりについて学び、考え、実践へとつなげる学習講座です。普段の生活(家庭・子育てなど)で、なんとなく心がモヤモヤすることはありませんか?

第23期のパルカレッジは、そんなモヤモヤについて考え、周囲との関係を見つめながら心の芽を育てる自分磨きの時間となっています。

ワタシらしい生き方を見つけ、充実した毎日を過ごしましょう。

【時】9月3日・10日・17日、10月1日・8日・15日・29日(木曜全7回) 午前10時～正午
【場】江東区役所(男女30人) 未受講者を優先し、抽選
【費】無料(専門講師による講義・グループディスカッション)

☎(3647)3548

飲食店での創業を 考えている方へ

「創業支援セミナー」受講生募集

江東区で飲食店での創業を目指す方を対象に、創業支援セミナーを開催します。

「創業に必要な手続きは?」「創業資金は?」「物件選びのポイント」など、創業にはさまざまな不安や課題があります。当セミナーでは、飲食店創業経験のある講師から創業の基礎やポイントを実践的に学びます。

【時】9月5日・12日(土曜全2回) 午後1時半～5時半
【場】産業会館2階第1会議室(東陽4-5-18)

【入】区内在住・在勤で、両日参加でき、創業を考えている方20人(抽選、7月28日(火)以降抽選結果を通知)

【保】幼児(1歳6か月)就学前、無料、申込時要予約
【締切】8月11日(火) 必着
【申出】7月16日(木) から電話、窓口またはファクス、はがきに

①江東区パルカレッジ②氏名(ふりがな) ③性別④住所⑤電話番号⑥生まれ年⑦パルカレッジ受講経験の有無⑧保育希望の方はお子さんの氏名・生年月日・性別・男女共同参画推進センター(江東区文化センター)内)男女共同参画推進センター(仮事務所)へ※区ホームページからも申込できます ☎(5683)0341 FAX(5683)0340

中川船番所資料館特別展

「太平洋戦争と江東の暮らし」

7月23日(木)～9月13日(日)

今年太平洋戦争が終わって70年の節目にあたります。そこで江東区がこれまで収集し保存してきた戦時下から戦後直後の生活、戦災、学童疎開、戦傷病者を使用した用具・器具等に関する資料を公開し、江東地域にわたる戦争を振り返ります。

太平洋戦争の記憶は、日本人が最も忘れてはならない、語り継いでいかなければならない歴史です。ご家族でご覧ください。

【時】7月23日(木)～9月13日(日) 午前9時半～午後5時(入館は午後4時半まで) ※毎週月曜(祝日の場合は翌日) 休館

ミュージアムトーク開催
特別展で展示されている資料について、詳しく解説します。
【時】7月26日(日) 午後1時～ ※いずれも(費)大人200円、小・中学生50円(観覧料)
【申出】当日直接会場へ
【場】中川船番所資料館(大島9-1-15)
☎(3636)9091

子どものための

「生け花・お茶」教室

日本の伝統文化を習おう!

日本の伝統文化である華道と茶道の教室です。華道展やお茶会も行います。礼儀作法と創造性を身につけましょう。

【時】生け花・9月12日・10月17日 土曜(全6回) 午後2時～3時、お茶・10月24日・11月28日 土曜(全6回) 午後1時半～3時
【場】江東区文化センター

☎(3644)8111

第2回区議会定例会終わる

江東区森下文化センター改修工事請負契約などを可決

平成27年第2回区議会定例会が、6月9日から6月29日まで(会期21日間)開かれました。

今回の定例会では、「江東区森下文化センター改修工事請負契約」など23議案について審議され、原案どおり可決されました。

【江東区森下文化センター改修工事請負契約】など

☎(3647)3548

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール